

# (図2)一元化の法体系のイメージ(案)

○食品表示に関して「食品一般」を対象としている法律

食品衛生法	JAS法	健康増進法
<p>目的 飲食に起因する衛生上の危害を防止し、国民の健康の保護を図る</p>	<p>目的 農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資する</p>	<p>目的 国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講ずることにより、国民保健の向上を図る</p>
<p>○ 販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守 (第19条)</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>○ 製造業者が守るべき表示基準の策定 (第19条の13)</p> <p>○ 品質に関する表示の基準の遵守 (第19条の13の2)</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>○ 特別用途表示の許可 (第26条)</p> <p>○ 栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守 (第31条、第31条の2)</p> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>○ 食品、添加物、容器包装等の規格基準の策定、規格基準に適合しない食品等の販売禁止等</p> <p>○ 都道府県知事による営業の許可</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>○ 日本農林規格の制定</p> <p>○ 日本農林規格による格付</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>○ 基本方針の策定</p> <p>○ 国民健康・栄養調査の実施</p> <p>○ 市町村等による生活習慣相談及び保健指導の実施等</p> <p>○ 受動喫煙の防止</p> <p style="text-align: right;">等</p>

